	法律名	消費者庁〈行政機関に公益通報する場合の通報先検索システム〉に掲載の通報(相談)先		
番号		通報(相談)先となる行政機関	通報(相談)先	備考
1	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	· 都道府県警察本部	・罰則 (法60条~62条の3。過料を除く。)
		・各都道府県	- 都道府県	・ (例) 児童の福祉をいちじるしく阻害 する行為等全般 各市区町村事業所が所在する市区町村
		・各市区町村	・事業所が所在する市区町村	・ (例) 児童の福祉をいちじるしく阻害する行為等 地域密着型サービスに関するもの(保育等)
		・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査	・都道府県警察本部	·罰則(法29条~34条)
2	母体保護法(昭和 23 年法律第 156 号)	・各都道府県	- 都道府県	・母体保護法附則第39条第2項各号の事 実(受胎調節実地指導員の指定の取消 事由)に関するものに限る。
		・こども家庭庁成育局母子保健課	・住所・電話 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 03-6771-8030 (代表)	・全般
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査 機関	· 都道府県警察本部	・罰則 (法109条~113条。過料を除 く。)
		・各都道府県	- 都道府県	・ (例) 指定障害福祉サービス事業者、 指定障害者支援施設等、指定相談支援 事業者、指定自立支援医療機関等に関 するもの
4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査 機関	・都道府県警察本部	・罰則 (法38条~39条)
		・各市町村(指定都市、中核市)	・事業所が所在する各市町村(指定都市、 中核市)	・幼保連携型認定こども園の事業停止命令 等に関するもの(指定都市、中核市の管内 にあるものに限る。)
		・各都道府県	· 都道府県	・幼保連携型認定こども園の事業停止命令 等に関するもの(指定都市、中核市の管内 にあるものを除く。)
	児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査 機関	· 都道府県警察本部	・罰則(法18条~19条)
5		・各都道府県	・都道府県	・記載なし
		・児童相談所を設置する市、特別区	・児童相談所を設置する市、特別区	・記載なし
6	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等 に関する法律(平成 28 年法律第 110 号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	・都道府県警察本部	・罰則(法44条~47条)
		・各都道府県	・都道府県	・記載なし
		・各市	・事業所が存在する市	・記載なし
	子ども・子育で支援法(平成 24 年法律第 65 号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査 機関	・都道府県警察本部	・罰則(法83条~85条。過料を除く。)
		・各市区町村	・事業所が所在する市区長村	・(例)市町村長の立ち入り検査等
7		・各都道府県	・都道府県	・(例)行った教育・保育に関する報告等 (都道府県知事が命じるものに限る。)
		・こども家庭庁成育局保育政策課	・住所・電話 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 03-6771-8030 (代表)	・(例)行った教育・保育に関する報告等 (内閣総理大臣が命じるものに限る。)等
8	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の 保護等に関する法律 (平成 11 年法律第 52 号)	・違反者・事業者の所在地を管轄する捜査機関	· 都道府県警察本部	